

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法附則第五条
第一項の規定により変更の届出が
あった件

○保安林の指定施業要件を変更する
予定である件

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証

の申請があった件

○土地改良区の役員が就退任した旨
届出があった件

○落札者を決定した件

○随意契約の相手方を決定した件

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指
定した件

○不在者投票のできる施設の名称を
変更した旨届出があった件

○選挙公報を訂正する件

告 示

福島県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条
第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、
当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を
平成二十三年十一月十八日から平成二十四年三月十八日まで福島県商工労働部産業振興
総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び
郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

建デポ郡山桑野店 福島県郡山市桑野三丁目百十二番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 開店時刻 午前九時三十分

(変更後) 開店時刻 午前六時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後八時三十分まで

(変更後) 午前六時十五分から午後八時三十分まで

3 変更しようとする年月日

平成二十三年十一月二十日

4 届出年月日

平成二十三年十一月十日

5 届出をした者

株式会社LIXILビバ

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次
のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十三年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の二・二の四(以上二筆については、次の図に示す部
分に限る。)、常磐湯本町日渡九二の一から九二の四まで、九二の一七、九二の二二、
九二の二三、九二の二四、九二の二九、九二の三二、九二の三三、一一四の一から一
一四の三まで、一三二の一、一三七の二、一三八の四、一三九の六、傾城一一〇の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

湯ノ岳二の二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐は択伐による。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水
産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第二百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月九日

二 名称

特定非営利活動法人フクシマ1000年構想委員会

三 代表者の氏名

アダム・フルフォード

奥山 修司

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市緑町九番十三号 エム・エムビル一F

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内及び近隣自治体住民に対し、また広くは全世界に対して、NPO、経済界、行政府がそれぞれの特長・資源を生かし連携して、除染活動をはじめとする各種放射線対策や、避難民発生時・自然災害時の緊急支援に関する事業を行う。また、福島の子どもの未来を育むための事業や二度と放射能に汚されることのないよう恒久的で安全なエネルギー政策の提言、また雇用創出のための新たな産業政策の立案などの調査・研究を行う。これにより、22世紀に向けて、放射能汚染の不安のない未来創造に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 目黒 吉久

同 五十嵐 源一郎

同 栗木 豊

住所

南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八番地

同 郡同 町大字只見字塚前一九三五番地の一

同 郡同 町大字小川字下々平八四七番地

同 横山 英彦 同 町大字榑戸字上ミ方四二一番地

同 酒井 孝雄 同 町大字坂田字大坪五八番地

同 角田 勝昭 同 町大字小林字七十蒔五八九番地

同 佐藤 孝義 同 町大字大倉字上田一一四番地の一

同 酒井 八十 同 町大字長浜字居廻五一三番地

同 菅家 玄巳 同 町大字黒谷字町四九八番地

同 酒井 洋 同 町大字福井字前田一四三三番地

同 五十嵐 典一 同 町大字蒲生字居平八二八番地

同 佐藤 好正 同 町大字福井字宮ノ前五一六番地

同 目黒 良樹 同 町大字熊倉字居平三四九番地

同 五十嵐 辰男 同 町大字只見字新町一九七六番地の一

同 飯塚 春夫 同 町大字大倉字中地一七八六番地の一

就任した役員

役別 氏名

理事 目黒 吉久

同 五十嵐 源一郎

同 栗木 豊

同 横山 英彦

同 佐藤 好正

同 五十嵐 定松

同 佐藤 隆之

同 小沼 武夫

同 菅家 達朗

同 八久保 国夫

同 目黒 良樹

同 星 粒一

同 矢澤 照嘉

住所

南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八番地

同 郡同 町大字只見字塚前一九三五番地の一

同 郡同 町大字小川字下々平八四七番地

同 郡同 町大字榑戸字上ミ方四二一番地

同 郡同 町大字福井字宮ノ前五一六番地

同 郡同 町大字福井字前田表八四番地の二

同 郡同 町大字黒谷字町四八八番地の三

同 郡同 町大字黒谷字町五一二番地

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字熊倉字居平三四九番地

同 郡同 町大字福井字仲町二六五番地の一

同 郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の一

（農村計画課）

公告第221号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年11月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノートパソコン（FP-WAN用） 400台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 3 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
落札者を決定した日
平成23年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
22,974,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年8月2日

(入札用度課)

公告第222号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年11月18日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザーⅢ(13t級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
コヤマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
16,065,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年8月19日
- 8 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当
(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六条、第四百十四号、第四百七条若しくは第四百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十三年十一月八日次のとおり指定した。

平成二十三年十一月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
住宅型有料老人ホームはるる小名浜	いわき市小名浜大原字堀米七七一五

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八十条第四項(第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年十一月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
福島県地方広域行政事務組 合川俣光風園	社会福祉法人恩賜財団済 生会支部福島県済生会済 生会川俣光風園	平成二十三年四月一日

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八十条の規定により、平成二十三年十一月二十日執行福島県議会議員一般選挙伊達市伊達郡選挙区選挙公報を次のように訂正する。

平成二十三年十一月十八日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

一及び二	ページ
伊達市伊達郡選挙区	正
伊達市選挙区	誤